

いわみざわ北村温泉施設条例の一部を改正する 条例の施行期日を定める規則の概要

第1 制定の趣旨

経年劣化等に伴う老朽化対策のほか、快適性の向上を図る改修工事を行っており、施設利用者の適正な経費負担の観点から、いわみざわ北村温泉施設条例の一部を改正する条例（令和2年条例第27号）により使用料の改定を行ったところであるが、この度、供用開始する時期を決定したことを受け、本条例の施行期日を定める。

第2 規則案の内容

条例の施行期日を令和3年3月1日とする。

岩見沢市規則第 1 号

いわみざわ北村温泉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
をここに公布する。

令和 3 年 1 月 1 9 日

岩見沢市長 松 野 哲

いわみざわ北村温泉施設条例の一部を改正する条例の
施行期日を定める規則

いわみざわ北村温泉施設条例の一部を改正する条例(令和 2 年条例第 2 7 号)
の施行期日は、令和 3 年 3 月 1 日とする。